

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分担当名	同上
処分の名称	措置入院患者等からの退院及び処遇の改善請求
概 要	精神科病院に入院中の者又はその家族等が、入院や入院中の処遇を不服とし市長に対して精神科病院の管理者に、その患者の退院及び処遇を改善させるよう命じることを求めることができる制度です。
根拠法令等 及び条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4、38条の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について 精神医療審査会運営マニュアル
審査基準	<p>1 退院請求の場合</p> <p>(1) 【措置入院者】精神症状による自傷他害性の有無 精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められるか。</p> <p>(2) 【医療保護入院】医療保護入院の必要性の有無 精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために任意入院(本人の同意に基づく入院)が行われる状態にないと判定されるか。</p> <p>2 処遇の改善請求の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要な閉鎖病棟の使用、患者の隔離及び身体的拘束の実施の有無について。 医療保護入院者に関する退院後生活環境相談員による相談などの退院促進措置が適正に行われているか。
標準処理期間	おおむね1か月、やむを得ない事情がある場合においてもおおむね3か月以内
提出先	大阪市精神医療審査会事務局 (健康局健康推進部こころの健康センター内)
提出時期	随時
提出方法	「退院及び処遇の改善請求書」を電話等で事務局に請求し、必要事項を記入後、郵便等で提出
手数料	なし
相談窓口	大阪市精神医療審査会事務局 (健康局健康推進部こころの健康センター内)
ホームページ	
備 考	